

項目	意見の概要	対応	市の考え方
1 手数料の徴収について	<p>手数料300円の徴収には絶対に反対です。知る権利を行使することは、受益ではありません。行政情報を入手し、市政を見守っていくことは、個人の受益ではなく、まさしく市政全体の向上に繋がるものです。開示請求を受けての市職員の作業は、職務であり、手数料を徴収するなど以外の外。市民は税金を支払っています。</p>	C	<p>今回の個人情報保護制度の見直しにおいては、原則として法律の規定に基づいて運用するべきと考えており、個人情報保護法施行条例において有料の取扱いとしたことにより、個人情報保護と公文書の開示の両制度で差異が生じさせないことになることや、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条及び同施行令第13条の規定による国の取扱いに準じて、手数料は有料とすることを考えております。</p>
	<p>「手数料300円」に反対する。手数料は、これまで同様に、徴収すべきではない。本件「改正骨子(案)」は、「情報公開に係る手数料について、受益者負担の考え方により、費用負担の適正化を図るため、徴収することとします。」と言う。しかし、そもそも、情報公開制度は、民主主義社会、民主的行政を維持するための基本的制度であるから、「受益者負担の考え」を前提にしていなし、前提にするべきではない。</p> <p>瀬戸市情報公開条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報の一層の公開を図り、もつて市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と定める。「市民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」との基本的考えは、「受益者負担の考え」を前提にしていなしは明白である。</p> <p>同条例第4条は、(利用者の責務)として「公文書の開示を請求する者は、この条例により保証された権利を濫用してはならず、公文書の開示により得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。」と定めている。「この条例の目的」は、上記第1条記載のとおりであるから、簡潔に言えば、「開示・閲覧等の結果により、民主的な行政の推進に寄与してほしい。それが利用者の責務ですよ。」と定めているのである。この定めからも、「受益者負担の考え」とは相いれないことが分かる。つまり、情報公開にかかる経費は、民主的行政、民主主義社会を維持するための基本的必要経費であるから、「徴収」対象にしてはならない。同条例第18条で、「公文書の開示に係る手数料は、無料とする。」と定める。そもそも、「受益者負担の考え」を原則として「設計」された制度であるならば、このような定めを持たなかつたはずである。</p>	C	<p>なお、開示請求時の手数料に関しては、市民の知る権利に影響するものですので、慎重かつ丁寧に議論を進めてまいりたいと考え、頂戴いたしましたご意見につきましては、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮り、最終的な判断の参考とさせていただきます。</p>

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>私が瀬戸市教育委員会に対し情報公開請求し、それに対し同教委が「一部不開示」とした件で、その後、私が行った、行政不服審査法に基づく「審査請求」により、市教委が「開示」するに至ったケースがある（つまり審査請求の理由を「認容」したケースである）</p> <p>==以下の2例について、「不開示」の文書及び後に「開示」された文書を添付する==</p> <p>(例1)</p> <p>市教委が、小中特別支援学校の「学校医」「薬剤師」等の氏名等を「不開示」とした件である。「不開示」の理由は、「学校医」らが「非常勤の公務員」であるにもかかわらず、市教委が、「私人」と判断したからである。</p> <p>(例2)</p> <p>市教委が、八幡小統合計画に関する工事費等を「不開示」とした件である。「不開示」の理由は、「おおよそで算出した未成熟な情報であり、瀬戸市情報公開条例第7条第5号に該当する」というものである。市教委は、「弁明書」において「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」とした判断を撤回して、「審査請求の趣旨を是認」したのである。</p> <p>つまり、上記の例のように、行政組織も誤りを起こすものである。開示請求によりその誤りを知った市民が正すことで、行政も改善されるのである。まさに、情報公開条例第1条の「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」ではないのか。</p> <p>このような、市民の無報酬で行う行政への「協力」行為は、「市民としての責務だ」と断じ、他方、「受益者負担だ」として手数料を徴収するなどということが許されるはずもない。</p>	C	
	<p>情報公開請求の手数料を1件300円とするとの改正案は瀬戸市情報公開条例の趣旨に反し市民の知る権利を阻害し問題であり撤回すること。</p> <p>瀬戸市情報公開条例は「市民の知る権利を尊重し公文書の開示を請求する権利につき定めること等により情報の一層の公開を図り市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」としている。</p> <p>「情報の一層の公開が市の活動を市民に説明する責務が全うされるようにする」というように、いつでも、誰れでも情報公開によって情報が入手されることで市の説明責任が全うされるようにするわけですから公開請求をさまたげることとなる手数料有料化はとりやめること。</p>	C	

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>現行の瀬戸市情報公開条例は、「市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と第1条に明記している。また、第18条では、「公文書の開示に係る手数料は、無料とする。」としている。</p> <p>現在瀬戸市がホームページにて公表している瀬戸市情報公開条例一部改正骨子(案)の趣旨として、情報公開の手数料として受益者負担の考え方により手数料を徴収するとしている。</p> <p>しかし、瀬戸市情報公開条例の趣旨に基づけば、情報公開請求された行政情報を公開することで市民に対し何らかの経済的利益や利便を供与・受益するものではないことは明らかである。また、現在有料となっている文書のコピー代以外に、手数料を有料として1件300円を徴収することは、誰もがいつでも公文書を請求でき、行政情報を入手し確認する権利や機会を阻害し狭めることとなり極めて問題である。そして、それは公正で民主的な市政の推進を妨げることであり許されない。</p> <p>情報公開請求における手数料300円の徴収する案は撤回し、現行通り、手数料は徴収しないこと。</p>	C	
	<p>本骨子案の趣旨において、「情報公開に係る手数料について、受益者負担の考え方により、費用負担の適正化を図るため、徴収することとします。」とあるが、瀬戸市情報公開条例は、第1条の目的で「この条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と定めており、市民の知る権利を尊重し、公正で民主的な行政の推進に資するために、これまで手数料は無料とすることが妥当とされてきたものである。そもそも、公文書は、健全な民主主義の根幹を支える市民共有の財産であり、情報公開制度は、市民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することができるよう整備されていなければならない。手数料の有料化によって、市民が情報公開制度を利用しづらくなることは明らかであり、手数料の有料化は市民の知る権利を脅かし、公正で民主的な行政の推進を妨げるものであるため撤回し、従来通り、手数料は無料とするよう強く求める。</p>	C	

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>「(1) 費用の負担」と称しているが、「(1) 費用の負担増」と表記しない事がこの改正案に対する権力者である市長の作為、意図を感じる。市長が行政運営に自信を持ち、主権者たる住民を信頼していれば、改正点が表記を読むだけで一目で判るように「(1) 費用の負担増」とすべきです。</p> <p>今回の改正は、請求事案1件につき300円を市民に負担させる事である。</p> <p>如何に少額と言え、今まで無料であったものに課金させる事は、民主主義の基本である「国民の知る権利」を阻害する行為とも言える、言うなれば民主主義への挑戦である。</p> <p>情報開示に消極的な「市」に繁栄は約束されるでしょうか？大いに危惧します。</p> <p>市民の行政への不振が増し、まちづくりへの興味が減衰するのは、と大いに心配します。</p> <p>市長が行う市営運営に市民が不信感を抱かず、市長が常に情報を積極的に公開していれば、だれが情報公開しますか？</p> <p>伊藤市長は、市民の負担増で情報開示を拒もうという具策を講じず、積極的に市民に情報を公開され、多くの市民からの信頼を得られます様な市政運営に尽力されます様、心から願っております。負担増は反対です。</p>	C	
	<p>第1 意見の趣旨 改正骨子案のいずれにも反対する。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>1 瀬戸市の改正骨子案は次のような内容である。</p> <p>①受益者負担の考え方により、開示請求に係る手数料を公文書1件につき300円とする。</p> <p>②行政機関個人情報保護法の一部改正にあわせ、不開示情報から除外されていた、公務員の職及び氏名並びに職務遂行内容の内、氏名について、除外事由から削除する。</p> <p>2 ①の導入により、瀬戸市の情報公開条例に対する考え方を転換させること</p> <p>瀬戸市情報公開条例は冒頭の1条で「市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報の一層の公開を図り、もつて市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と述べている。</p>	C	

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>開示請求権が憲法21条に基づく知る権利に基づくことを直接宣言したものではないにしても、情報公開請求の制度は民主主義の根幹をなす知る権利を尊重するために設けられたものであり、これは行政の市民に対する説明責任を実現するためのものであることを法的義務として宣言している。</p> <p>一方、「受益者負担」の考え方は、行政が特定の市民に特別なサービスを行った場合に、サービスを受けた者とサービスを受けない一般市民との間の不公平を是正することを目的としたもので、サービス実施に要した費用を、サービスを受けた者に負担させようとする考え方を基礎とする。しかしながら、条例に基づく情報公開条例に基づいて、行政の説明責任を問う市民の行為が、行政に特別のサービスの提供を求めることにはならないことは、条例上も、憲法21条の趣旨からも明らかだ。そもそも受益者負担と情報公開の制度は、本来両立しない。</p> <p>にもかかわらず、あえて瀬戸市が情報公開請求に受益者負担を持ち出すことは、結果的に行政の市民に対する説明責任を否定することを意味する。これは瀬戸市の情報公開制度を広報に変質させる点で、実際の運用にも市当局が説明責任を負う結果が想定される情報の不開示など、不開示情報の拡大をもたらす根拠となるのであって、到底是認されない。</p> <p>3 骨子案は情報公開の後退に他ならないこと</p> <p>(1) 理論的な問題のみならず、骨子案①の手数料が、これまでの瀬戸市の情報公開制度を運用においても後退させることは明らかである。開示手数料の単位となる「公文書1件」の数え方はこの骨子をみるかぎり不明だが、仮に「一件」を開示対象文書の標目毎にカウントした場合には、膨大な費用の負担を請求者に強いることになる。全国市民オンブズマン連絡会議が行った情報公開度ランキングでは、開示手数料を徴収する条例を制定している自治体を失格とした。開示手数料を徴収する根拠については、大量請求によって職員の仕事量が増大するなどを理由に挙げる自治体がほとんどであるが、政務活動費の領収証など、適切な税金の使途を監視するために大量請求が必要になることは珍しくない。</p>		

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>請求手数料の徴収は、行政監視を後退させる結果になることは明らかである。</p> <p>(2) 骨子案②についても問題が多い。行政機関個人情報保護法の施行にともない、地方公共団体の個人情報保護条例の改正が行われるからといって、情報公開法の規定を動かす必要はない。もともと、国の情報公開法の運用では、各行政機関の公務員の氏名情報は平成17年8月3日の情報公開に関する連絡会議の申し合わせによって、法5条1号ただし書の「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとされて運用がなされている。瀬戸市が、同市条例7条(2)ア「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に国の上記申し合わせを読み込む運用をするつもりであれば、条例改正の必要はない。わざわざ条例の改正骨子案で指摘しているということは、今回の改正によって瀬戸市は公務員の氏名を一般的に不開示とすることを意図したものとわざるを得ない。</p> <p>こうした動きは、自治体の活動についての情報が減少するだけでなく、首長の職員の任命責任に対する説明義務を尽くさないことにつながる。</p> <p>4 付言すれば、瀬戸市の情報公開制度の後退は、情報公開制度の民主主義政治への重要性について首長、議員の間で十分な理解がなされていないことを意味すると考えざるを得ない。そしてその原因として、第二期安倍政権以降、国は政権に都合の良い情報の広報にすぎないものを「国民への情報公開」と意図的に誤用する一方で、重大な説明責任発生の根拠となる文書の破棄、改ざんを行ってきたことが徐々に明らかになったことを指摘しなければならぬ。こうした国の情報公開制度への敵対的姿勢は、情報公開制度に対する信頼を害し、それまでの地方公共団体における情報公開制度への真面目な取組を否定し、説明責任に対する瀬戸市長や議員の意欲の後退を蔓延せ、これに瀬戸市が呼応したと考えざるを得ないのである。</p> <p>骨子案を撤回することこそ、行政に対する信頼を獲得することにつながることを、瀬戸市長においてご理解いただきたい。</p> <p>以上</p>		

項目	意見の概要	対応	市の考え方
2 公務員等の氏名について	「不開示情報」（公務員情報）の改正に反対する。現行の情報公開条例で問題ない。	C	<p>今回の個人情報保護制度の見直しにおいては、原則として法律の規定に基づいて運用するべきと考えており、令和5年4月に施行される個人情報保護法では、公務員等の氏名情報については不開示情報とされているため、本市情報公開条例においても同様の規定とするものです。今後の運用においては条例第7条第2号アの規定のうち、「慣行として公にされている情報」として、現行の運用と同様に基本的に開示していくことを考えています。</p> <p>なお、頂戴いたしましたご意見につきましては、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮り、最終的な判断の参考とさせていただきます。</p>
	<p>瀬戸市情報公開条例において、公務員の氏名を不開示情報とすることは、行政運営の公正で透明な実施がされているかについて検証する点から問題があり、これまで通り公開すること。2021年の個人情報保護法改正により、国が設置した個人情報保護委員会が2022年4月28日各自治体に通知した「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」によれば、公務員の氏名については、『行政機関においては、情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから（「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」参照。）当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当すると考えられます。』と解説している<抜粋を添付。今回の法改正においても、「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」<添付>で公務員の氏名は原則公開するとされた解釈は変更されていないのであり、瀬戸市の提案は歪曲した理解に基づいたものと言わざるを得ない。個人情報保護法の改正が、瀬戸市において公務員の氏名を不開示とする情報公開条例を改正する理由とはならない。</p> <p>瀬戸市は、公務員の氏名不開示について、国の法律と文言を合わせるが、運用は変えず、公務員の氏名は公開すると説明するが、国が公務員の氏名を公開する運用を行いながら、不開示とする条文を改めず、市民にとってわかりづらい状態を放置していることは不合理で不誠実である。瀬戸市が従来通り、公務員の氏名を公開するのであれば、本条例の文言を国に合わせて、あえて市民にわかりづらくするような制度を後退させる条例改正は行ってはならない。</p>	C	
	<p>「(2) 不開示情報の改正」</p> <p>読み取りにくい、「公務員の職及び氏名並びに職務遂行内容」は、今まで不開示情報除外ですべて開示していたが、その内「氏名」は、不開示とするとの改正とすれば、改正理由が「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に併せとありますので、従わざるを得ません。</p> <p>先に申したように行政運営に市民からの不信が無ければ、本改正も運用されることはありませんので、運用されない行政運営を、心から願っております。</p>	C	

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>本骨子案では、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に併せ、不開示情報から除外されていた、公務員の職及び氏名並びに職務遂行内容の内、氏名について、除外事由から削除します。」と記載されている。</p> <p>これを読んだ市民は、条例改正後は、公務員の氏名は不開示となるものと理解するほかない。</p> <p>しかし、国の個人情報保護委員会のQ&Aには、従来通り公務員の氏名は公開情報に該当するとの解説がなされている（下記）。</p> <p>瀬戸市は、国の法律と文言を合わせるが、運用は変えず、公務員の氏名は公開すると市民団体に説明しているが、そのようなことは本骨子案には何ら説明がされておらず、市民の適切な理解の下で本件パブリックコメントが実施されたと言える状況ではないので、ていねいな説明を付した後にパブリックコメントを再募集するよう求める。</p> <p>個人情報保護委員会 法令・ガイドライン等 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編） 令和4年4月28日（未施行：令和5年4月1日施行） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_qa.pdf</p> <p>p.13 Q5-4-4 法第78条第1項第2号ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は非開示情報に該当しない旨を規定しているが、当該公務員等の氏名は規定されていないため、当該氏名は不開示情報に該当し、開示することができないのか。</p> <p>A5-4-4 法第78条第1項第2号ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を同号柱書の不開示情報から除外しています。他方、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けられており、同号柱書の不開示情報から除外されていません。</p>	C	

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>もっとも、他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、同号イに該当し、例外的に開示することとなります。</p> <p>行政機関においては、情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから(「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」参照。)、当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当すると考えられます。</p> <p>また、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」によることなく氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって(あるいは公にされることを前提に)提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当します。</p> <p>(令和4年4月更新)</p>		
	<p>本骨子案では、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正に併せ、不開示情報から除外されていた、公務員の職及び氏名並びに職務遂行内容の内、氏名について、除外事由から削除します。」と記載されている。</p> <p>しかし、国の個人情報保護委員会のQ&Aには、従来通り公務員の氏名は公開情報に該当するとの解説がなされている(下記)。</p> <p>瀬戸市は、国の法律と文言を合わせるが、運用は変えず、公務員の氏名は公開すると市民団体に説明しているが、国は本来は法改正を行って公務員の氏名を公開することとしなければならないにもかかわらず、法改正を行わないまま「申合せ」を示して運用で公務員の氏名を公開する扱いとしていることが、極めて不合理なものであり、わざわざ国の法律と文言を合わせて、市民にとってわかりづらい条例にすることは制度の後退であり、決してそのような改正はしてはならない。</p>	C	

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>また、現在は、運用において公務員の氏名を公開としているが、解釈・運用は将来的に変わるおそれがあるため、従来の公務員の氏名を公開とする条文を変えてはならない。</p> <p>個人情報保護委員会 法令・ガイドライン等 https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/</p> <p>個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編） 令和4年4月28日（未施行：令和5年4月1日施行） https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_qa.pdf</p> <p>p.13</p> <p>Q5-4-4 法第78条第1項第2号ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は非開示情報に該当しない旨を規定しているが、当該公務員等の氏名は規定されていないため、当該氏名は不開示情報に該当し、開示することができないのか。</p> <p>A5-4-4 法第78条第1項第2号ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を同号柱書の不開示情報から除外しています。他方、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けられており、同号柱書の不開示情報から除外されていません。</p> <p>もっとも、他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、同号イに該当し、例外的に開示することとなります。</p> <p>行政機関においては、情報公開法において、①氏名を公にすることにより、同法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、行政機関に所属する職員(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は公にするものとされていることから(「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」参照。)、当該職員の氏名について、①及び②に当たらない場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当すると考えられます。</p>		

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>また、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人において職員の人事異動をホームページ等で公表するなど「平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ」によることなく氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって(あるいは公にされることを前提に)提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当します。</p> <p>(令和4年4月更新)</p>		
	<p>第1 意見の趣旨 改正骨子案のいずれにも反対する。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>1 瀬戸市の改正骨子案は次のような内容である。</p> <p>①受益者負担の考え方により、開示請求に係る手数料を公文書1件につき300円とする。</p> <p>②行政機関個人情報保護法の一部改正にあわせ、不開示情報から除外されていた、公務員の職及び氏名並びに職務遂行内容の内、氏名について、除外事由から削除する。</p> <p>2 ①の導入により、瀬戸市の情報公開条例に対する考え方を転換させること</p> <p>瀬戸市情報公開条例は冒頭の1条で「市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報の一層の公開を図り、もつて市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と述べている。</p> <p>開示請求権が憲法21条に基づく知る権利に基づくことを直接宣言したものではないにしても、情報公開請求の制度は民主主義の根幹をなす知る権利を尊重するために設けられたものであり、これは行政の市民に対する説明責任を実現するためのものであることを法的義務として宣言している。</p> <p>一方、「受益者負担」の考え方は、行政が特定の市民に特別なサービスを行った場合に、サービスを受けた者とサービスを受けない一般市民との間の不公平を是正することを目的としたもので、サービス実施に要した費用を、サービスを受けた者に負担させようとする考え方を基礎とする。しかしながら、条例に基づく情報公開条例に基づいて、行政の説明責任を問う市民の行為が、行政に特別のサービスの提供を求めることにはならないことは、条例上も、憲法21条の趣旨からも明らかだ。そもそも受益者負担と情報公開の制度は、本来両立しない。</p>	C	

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>にもかかわらず、あえて瀬戸市が情報公開請求に受益者負担を持ち出すことは、結果的に行政の市民に対する説明責任を否定することを意味する。これは瀬戸市の情報公開制度を広報に変質させる点で、実際の運用にも市当局が説明責任を負う結果が想定される情報の不開示など、不開示情報の拡大をもたらす根拠となるのであって、到底是認されない。</p> <p>3 骨子案は情報公開の後退に他ならないこと</p> <p>(1) 理論的な問題のみならず、骨子案①の手数料が、これまでの瀬戸市の情報公開制度を運用においても後退させることは明らかである。開示手数料の単位となる「公文書1件」の数え方はこの骨子をみるかぎり不明だが、仮に「一件」を開示対象文書の標目毎にカウントした場合には、膨大な費用の負担を請求者に強いることになる。全国市民オンブズマン連絡会議が行った情報公開度ランキングでは、開示手数料を徴収する条例を制定している自治体を失格とした。開示手数料を徴収する根拠については、大量請求によって職員の仕事量が增大するなどを理由に挙げる自治体がほとんどであるが、政務活動費の領収証など、適切な税金の使途を監視するために大量請求が必要になることは珍しくない。</p> <p>請求手数料の徴収は、行政監視を後退させる結果になることは明らかである。</p> <p>(2) 骨子案②についても問題が多い。行政機関個人情報保護法の施行にともない、地方公共団体の個人情報保護条例の改正が行われるからといって、情報公開法の規定を動かす必要はない。もともと、国の情報公開法の運用では、各行政機関の公務員の氏名情報は平成17年8月3日の情報公開に関する連絡会議の申し合わせによって、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとされて運用がなされている。瀬戸市が、同市条例7条(2)ア「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に国の上記申し合わせを読み込む運用をするつもりであれば、条例改正の必要はない。わざわざ条例の改正骨子案で指摘しているということは、今回の改正によって瀬戸市は公務員の氏名を一般的に不開示とすることを意図したものとわざるを得ない。</p> <p>こうした動きは、自治体の活動についての情報が減少するだけでなく、首長の職員の任命責任に対する説明義務を尽くさないことにつながる。</p>		

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>4 付言すれば、瀬戸市の情報公開制度の後退は、情報公開制度の民主主義政治への重要性について首長、議員の間で十分な理解がなされていないことを意味すると考えざるを得ない。そしてその原因として、第二期安倍政権以降、国は政権に都合の良い情報の広報にすぎないものを「国民への情報公開」と意図的に誤用する一方で、重大な説明責任発生の根拠となる文書の破棄、改ざんを行ってきたことが次々に明らかになったことを指摘しなければならない。こうした国の情報公開制度への敵対的姿勢は、情報公開制度に対する信頼を害し、それまでの地方公共団体における情報公開制度への真面目な取組を否定し、説明責任に対する瀬戸市長や議員の意欲の後退を蔓延せ、これに瀬戸市が呼応したと考えざるを得ないのである。</p> <p>骨子案を撤回することこそ、行政に対する信頼を獲得することにつながることを、瀬戸市長においてご理解いただきたい。</p> <p>以上</p>		

項目	意見の概要	対応	市の考え方
3 スケ ジュ ール ・ 進 め 方 に つ い て	パブリックコメントの実施期間が短すぎます。延長してください。（広報にのせられていたのでしょうか。知らない市民がたくさんいます。）	B	パブリックコメント手続きに関する要綱の規定に基づいた期間での意見聴取を行っており、延長の予定はありません。 また、広報せと8月号にて掲載しております。
	瀬戸市内各地で説明会を開いて下さい。（ゴミ袋値上げの際は行われています。今回も手数料300円という案が盛り込まれています。）	B	パブリックコメント手続きにより市民の皆様の見解聴取を行いましたので、説明会の開催は予定しておりません。
	<p>瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会(以下、情・個審査会)の「答申」は、市民による「審査請求書」提出を起点としている。換言するならば、市民の、行政の処分・判断に対する「問題提起」である。その「問題提起」(=審査請求)について、情審査会「答申」は、どのような判断、指摘を下してきたのか。以下、第40号以降の「答申」を読む。</p> <p>==答申全文、或いは、以下引用した関連部分を添付する==</p> <p>①答申第40号 「1審査会の結論 ……すべて開示すべきである。」 「5審査会の判断の理由 ……本審査会としては、処分庁の主張は条例第7条第5号の定めるところに該当しないと判断する。 ……以上のことから、本審査会としては、(処分庁の)当該説明は抽象的で採用できないと判断する。」</p> <p>②答申第42号 「7補足意見 ……情報公開制度の理念及び趣旨に鑑みると、行政庁は適正にその職務を執行し、市民への説明責任を果たしていく必要がある。そのためには、意思決定とその経緯を含めた公文書を作成することが必要であり、また公文書を適正に管理することも不可欠である。 ……繰り返しになるが、適正な公文書管理は、行政庁における適切な職務の執行と市民に対する説明責任を果たすことに資する。<u>公正かつ民主的な行政を推進するためにも、今後事務の改善に努められたい。</u>」</p> <p>③答申第43号 「7補足意見 ……そもそも、公文書の作成については、事業の執行に当たり、意思決定及びその経緯を含めて作成することが公正かつ開かれた行政を実現し、市民への説明責任を果たしていくために必要なことである。 ……行政の職務遂行に当たっては、公平性のみならず、透明性や説明責任を求められるところである。必要な文書作成・管理を行うことが、その要請に適うとともに、適正な職務執行を証明することにもなる。<u>今後は、情報公開制度の趣旨を意識し、適正な事務となるよう改善に努められたい。</u>」</p>	C	<p>市民の皆様への情報公開制度の周知及び運用状況の公表につきましては引き続き実施してまいります。</p> <p>なお、頂戴いたしましたご意見につきましては、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮り、最終的な判断の参考とさせていただきます。</p>

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>④答申第44号 「7補足意見 ……つまり、本件審査請求は、処分庁が事案に対応する時から開示決定する時の間、<u>その都度、方針を変えて対応していたことが原因となり、適切な業務執行及び適切な文書管理に対して審査請求人に疑念を抱かせるものとなったと言わざるを得ない。</u> ……今後は、事案への対応方針を整理し、情報公開制度の趣旨を意識した事務となるよう<u>改善に努められたい。</u>」</p> <p>⑤答申第45号 「1審査会の結論 ……公文書一部開示決定の処分については、すべて開示すべきである。」</p> <p>⑥答申第46号 「7補足意見 ……審査請求人が主張するとおり、「審議会の議事において「議決」は最重要事項であり、その事実を明確に議事録に残すことも当然に重要である。 ……また、議事の進行は、雰囲気で行うのではなく、議案説明、質疑、意見、決議と、一連の流れを明確に行うことが必要であり、また議事録にも明確に記録することが必要である。<u>今後は、以上の点に留意し、審議会の運営に努められたい。</u>」</p> <p>⑦答申第47号 「7補足意見 ……処分庁は、通級指導教室の設置状況を示す資料について把握していなかったことから、今回の不開示処分と整合性がとれていない状況であったので、<u>処分庁内で共通認識のもと事務を進めるよう要請する。</u>」</p> <p>⑧答申第48号 「7補足意見 ……8月1日決裁文書は、県教委との連絡会議に用いる書類が添付されているだけの決裁であり、意思決定する事項が一切記載されていないものであった。決裁書は、担当職員以外の職員や市民が見ても何を決定したのかが分かるものでなければならぬことから、<u>記載内容を十分に検討したうえで文書を作成するよう改善されたい。</u> また、本件は、本来であれば追加配置要望についての意思決定をする決裁書がなければならぬものであった。このことは、<u>行政手続き上の瑕があったと見られても仕方がない状態であるので、今後同様の事に際しては注意されたい。</u> ……文書作成に当たっては、当然に誤解を招くような表現を避けるべきであり、この原因はやはり起案及び決裁について問題があったと考えられることから、これらについて<u>適切な手続きを執られたい。</u>」</p>		

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>⑨答申第49号</p> <p>「1審査会の結論 ……を除き開示すべきである。」</p> <p>「5審査会の判断の理由 ウ ……処分庁が主張する開示・不開示の判断は、「開示することで、不快に思われるかもしれないとか、トラブルになるかもしれないという基準」で整理しているように思われる。<u>これは、開示・不開示の基準としては非常に曖昧であり、さじ加減で実施していると誤解されかねない。</u></p> <p>以上のことから、不開示とした情報は、条例第7条第2号(氏名等の個人を識別することができる情報及び個人の内心に係る情報を除く。)、第3号、第5号及び第6号に該当するものとは言えない。</p> <p>「7補足意見 ……公文書に記載される情報は、原則開示すべきであり、保護されるべき客観的な根拠が明確にある場合に限り、不開示決定をすべきである。」</p> <p>……なお、開示されている情報のうち、駐車場を造成した事業者の取引先の事業者については、法人の営業・販売活動の状況に関する情報であり、条例第7条第3号に規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、<u>不開示とすべきであったので、処分庁においては、この趣旨を十分理解し、適正な運用を行われたい。</u>」</p> <p>⑩答申第50号</p> <p>「1審査会の結論 ……公文書一部開示決定の処分(略)について、市内の既存ホテルの宿泊実績を除き開示すべきである。」</p> <p>「7補足意見 ……情報公開制度の理念及び趣旨を鑑みると、市は適正にその職務を遂行し、市民への説明責任を果たしていく必要がある。そのためには、意思形成の過程や事務手続きの経過について、記録を残すことが必要である。 ……<u>市の事業は、開示請求に限らず、あらゆる場面で説明を求められるものであるということ</u>を念頭に置き、文書を残していかなければならない。公正で開かれた行政を推進するためにも、今後の事務の改善に努められたい。」</p>		

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>⑪答申第51号 「7補足意見 ……にじの丘学園は、審査請求人が指摘するとおり、新しい指導理念や実践内容に基づいて行われるものであり、非常に注目度が高い事業になっている。開校に際して起きた出来事について、後から検証できるように文書で記録することは、市民への説明責任を果たしていくためにも重要なことである。 本件の場合、慣例的に発言録を残さない運営方法であることは理解するが、会議録としての機能(開催日時、出席者、主な議事の内容等)が整えられたものとは言えないため、<u>今後は改善されることを望む。</u> また、<u>職員会議において、にじの丘小学校とにじの丘中学校が合同で実施したように見受けられるが、どちらの校長が主催したかが不明であり、また、そもそも合同の職員会議は法令等に則って実施されたものであるのか</u>が不明であることから、<u>合同で職員会議を実施することについて確認されたい。</u>」</p> <p>⑫答申第52号 「7補足意見 ……<u>本件について、さらなる説明責任を果たす方策を検討するとともに、今後、事務遂行にあたっては必ず文書を作成すること、起案決裁の日付や件名内容など決められた方式にしたがって作成すること、また、当該文書の作成にあたっては根拠となる文書を保存すること、加えて、電話等でやりとりを行ったとしても必ず記録を残し、組織的共有が必要なものについては共有すること、職員個人の電子メールであっても組織的共有が必要なものについては公文書として取り扱う等の改善に努められたい。</u></p> <p>2点目は、審査請求に対する事務処理の不平等さと遅さについてである。審査請求人が主張するとおり、答申第39号と同様の審査請求事案であるにもかかわらず、諮問までの処理期間に明らかな差がある。このように取扱に差がある自体、<u>行政庁が本来遵守すべき平等原則に反することになる。</u>また、本件は審査請求人からの質問に対する回答に1年以上かかっており、<u>行政事務の不作為の請求を免れないような案件である。</u>今一度、事務処理の方法を見直し、<u>適時対応されることを望む。</u>」</p> <p>⑬答申第54号 「1審査会の結論 ……公文書一部開示決定の処分については、不存在のため不開示とした部分を除き開示すべきである。」</p> <p>以上「答申」から明らかなように、瀬戸市長、瀬戸市教育委員会は、情・個審査会より、<u>行政文書の作成、保存、行政機関としての在り方</u>等々、多面にわたる重要な指摘を受けている。(ただし、現状においては、情・個審査会の「指摘」を、行政に反映させているようには感じられないが。)それら指摘の起点が、市民による「開示請求」を前提とする「審査請求」である。行政機関の本音としては、「審査請求」(問題提起或いは批判)を不愉快に思うかもしれないが、民主的行政を維持・推進するためには、間違いなく歓迎すべきものである。</p>		

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>そこに、「受益者負担の考え」を持ち込み、手数料を徴収するなどということは、論外である。</p> <p>手数料徴収などを検討する前に、「瀬戸市情報公開請求、個人情報開示請求『月間』」等を設定し、市民に対し情報公開請求の重要性を説き、共に民主的行政推進の方策を考えるべきである。</p>		
	<p>「条例制定のスケジュール」から、瀬戸市情報公開条例第22条に定める瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の「調査審議」が欠落している。</p> <p>そもそも、右「調査審議」の後その結果を公開した上で、パブリックコメントを実施すべきである。</p> <p>また、パブリックコメントの内容を右審査会に報告するようであるが、その旨の記載もない。「スケジュール」の詳細を記載するよう求める。</p>	B	<p>パブリックコメント手続きにより市民の皆様のご意見を集約し、その意見と併せて</p> <p>瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮ることにより市民の皆様の意見を反映させることとしております。</p> <p>スケジュールに関しましては以下のとおり、提示させていただきます。</p> <p>(1) パブリックコメントの実施 令和4年8月15日（月）～令和4年9月13日（火）</p> <p>(2) パブリックコメントの意見集約、条例一部改正案の作成 令和4年9月</p> <p>(3) 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問 令和4年9月</p> <p>(4) 議会への提案 令和4年12月</p> <p>(5) 条例施行 令和5年4月1日</p>
	<p>瀬戸市は現在、瀬戸市情報公開条例一部改正骨子(案)、瀬戸市個人情報保護法施行条例骨子(案)、瀬戸市行政不服審査関係手数料徴収条例骨子(案)について市民意見を募集するとホームページで公表している。これらは全て市民に対する説明会を一度も開催することなく、ホームページで意見の募集を始めている。「瀬戸市パブリックコメント手続きに関する要綱」とその解説によれば、政策等の案を公表するときは、当該政策の案を市民が理解するために必要な事項を記載した資料を添付するものとするとしている。必要な事項とは、政策等を検討する際の論点がかかる事項として、政策等の「内容」「現状の課題認識」「費用対効果」等を指すとされている。</p> <p>また、「その他市民等が容易に入手できる方法」とは、策定等した担当部署の窓口での貸与、策定等した担当部署以外の窓口での閲覧・配布・貸与、報道機関への発表等による広報等をいう。』ともされている。</p> <p>今回の市民意見募集については、瀬戸市パブリックコメント手続要綱に定められているような市民への広報、周知は行われず、市民が理解することができるような必要な事項が記載された資料は十分には示されていない。形式的でアリバイ作りのようなパブリックコメント募集となっており問題である。市民が当該案を理解することができる十分な資料を添付した上で、市民意見を再募集すること。</p>	B	<p>パブリックコメント手続きに関する要綱の規定に基づいた意見聴取を行っており、パブリックコメント手続きを再度実施することは考えておりません。</p>

項目	意見の概要	対応	市の考え方
	<p>瀬戸市情報公開条例第22条では、「情報公開制度の運用に関する重要事項については、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会において調査審議する。」と定めている。手数料の徴収、有料化は情報公開制度の運用に関する重要事項であることは明らかである。また、公務員の氏名を不開示情報とする条例改正も重大な変更であり、同じく重要事項であることは明らかである。これらの改正について瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の調査審議は不可欠である。</p> <p>今回の改正については、まずは専門的知見を持つ瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、答申を得た上で改正案等を市民に対し提案すること。</p>	B	<p>パブリックコメント手続きにより市民の皆様のご意見を集約し、その意見と併せて瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮ることにより市民の皆様の意見を反映させることとしております。</p>
	<p>瀬戸市情報公開条例一部改正骨子(案)については、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会への諮問・答申の手続きを経た上で、市民説明会を開催し、その後に市民意見の募集をあらためて行うこと。</p>	B	
	<p>瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会は、条例に定められた通り、制度の運用に関する重要事項として、本案について調査審議を行うこと。その結果を公表すること。</p>	B	<p>頂戴いたしましたご意見につきましては、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会へのご要望として、審査会にて共有をさせていただきます。</p>